

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 健康推進課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長健推第1020号
委 託 業 務 名 称	妊婦健康診査等事業委託
委 託 業 務 場 所	滋賀県内
業 務 の 概 要	妊産婦健康診査業務及び支払い業務
履 行 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	[妊婦健診] 基本健診 @5,040円(但し、第1回、4回、8回、12回については4,520円) 超音波検査 @5,300円 血液検査妊娠初期 @12,450円、中期 @3,130円、後期 @1,580円 子宮頸がん検診 @3,360円 B群溶血性レンサ球菌 @3,100円 クラミジア検査 @2,100円 新生児聴覚検査 @4,000円 事務経費 受診1回につき85円(但し、県外受診の場合は受診1回につき105円) [産婦健診] 基本健診 @5,000円 事務経費 受診1回につき85円(但し、県外受診の場合は受診1回につき105円)
契約の相手方	[所在地又は住所] 栗東市継一丁目10番7号 [商号又は名称] 一般社団法人 滋賀県医師会
	[所在地又は住所] 栗東市出庭1199-2 [商号又は名称] 一般社団法人 滋賀県助産師会
	[所在地又は住所] 大津市御殿場6番28号 [商号又は名称] 公益財団法人 滋賀県健康づくり財団
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	滋賀県内各医療機関、助産所で妊婦健康診査を実施するため滋賀県医師会および滋賀県助産師会、支払い業務のため滋賀県健康づくり財団と契約を締結した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸 (1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。